一般社団法人一関市体育協会の共催及び後援に関する要綱

（趣旨）

**第１**　この要綱は、一般社団法人一関市体育協会（以下「本会」という。）が、市民スポーツの振興に寄与すると認められる事業に対して共催又は後援（以下「共催等」という。）を行う場合の基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第２**　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)共催　本会が、事業の企画又は運営に参加し、当該事業の積極的な推進を図ることをいう。ただし、必要がある場合は名義のみの使用を認めることができる。

(２)後援　事業の実施について、本会が賛意を表すことをいう。

（承認基準）

**第３**　本会は、次に掲げる要件を満たす事業については共催等を承認することができる。

(１)事業の内容が、スポーツ振興に明確に寄与するものであり、かつ公益性を有するもの。

(２)災害及び事故等の防止並びに保健衛生について十分な配慮がなされているもの。

(３)事業の主催者が次の各号に該当するものであること。

ア　国若しくは地方公共団体、又はこれらに準ずるもの

イ　教育又は体育に関する機関又は団体

ウ　その他会長が特に認めた場合

(４)事業の内容が、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

ア　専ら営利を目的としているもの、又は商業的な宣伝意図の顕著なもの

イ　特定の宗教活動又は政治活動と認められるもの

ウ　法令等に抵触するおそれのあるもの

エ　主催者において十分な事業遂行能力が認められないもの

オ　その他公共の福祉に反するもの

(５)事業の実施にあたり入場料等を徴収する場合は、参加者等にとって過度の負担とならないよう配慮されているもの

（共催等の申請）

**第４**　事業の共催等の承認を受けようとする者は、原則として当該事業開催日の30日前までに、共催（後援）申請書（様式第1）を体育協会に提出しなければならない。

（共催等の承認）

**第５**　本会は、第４に定める申請について、共催等を承認する場合には、共催（後援）承認通知書（様式第2）により、申請者に対して通知しなければならない。

２　共催（後援）の承認は、申請の区分が共催又は後援の定義に合致しない場合には、その

承認の区分を変えることがある。

（事業内容の変更）

**第６**　事業の共催等の承認を受けた者は、当該申請時の事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ本会の承認を受けなければならない。

（共催等の承認の取り消し）

**第７**　本会は、事業の共催等の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちにその是正を命じ、又は当該承認を取消すものとする。

(１)虚偽の申請を行ったとき。

(２)事業の内容が、第３に規定する要件を逸脱するものとなったとき。

(３)承認の条件に違反したとき。

（実施結果の報告）

**第８**　事業の共催等を受けた者は、共催（後援）実施報告書（様式第3）を本会に提出するものとする。

**附　則**

この要綱は、平成27年７月１日から施行する。

様式第１（第４関係）

年　　月　　日

一般社団法人一関市体育協会

会長　　　　　　　　　　様

申請者　団体の名称

　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

共催（後援）申請書

　下記により行事の共催（後援）をお願いしたいので、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 行事の名称 |  |
| 主催者(団体)名 |  |
| 他に共催、後援等をする者がある場合その名称 |  |
| 申請の区分 | 共催　　後援 |
| 開催期間 | 年　　月　　日（　）～　　月　　日（　） |
| 開催場所(会場) |  |
| 対象及び人員 |  |
| 料金徴収の有無 | 参加料　有　（　　人　団体　　　　　円）　　無  入場料　有　（　　人　団体　　　　　円）　　無 |
| 販売・宣伝等営利を目  的とする行為の有・無 | 有　（内容：　　　　　　　　　　　　　）　　無 |
| 連絡責任者又は  承諾書の送付先 | 住所　〒  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　TEL |
| その他参考事項 |  |

（添付書類）主催団体の規約、役員名簿、事業計画書、実施要綱等

（裏面）

申請に当たっての留意事項

1　この申請書は、スポーツに関連する行事で、一関市体育協会の共催、後援を申請する場合に使用してください。

2　この申請書は、行事の30日前までに提出してください。

3　申請者は主催団体の代表者として下さい。

4　共催（後援）は、いずれかを　　　で消して下さい。

5　共催申請の場合でも、内容によっては後援となることもあります。（必ずしも申請どおりに承認すものではありません。）

6　申請後は、行事の内容を変更しないでください。やむを得ず変更する場合は、事前に体育協会に連絡してください。

7　「営利目的」とは利益を得るために行う行為をいいます。

8　この申請書には、主催団体の規約、役員名簿、事業計画書、実施要綱等行事の内容を具体的に示す書類を添付してください。

9　要綱等を送付するば場合は、承認となる前であれば「（予定）」と記載するか、もしくは「未定」として下さい。

様式第２（第５関係）

関体第　　　号

年　　月　　日

団体名

代表者　　　　　　　　　　様

一般社団法人一関市体育協会

会長

共催（後援）承認通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のありました共催（後援）について、下記のとおり承諾します。

記

1　事業の名称

2　使用名義

3　承認日時（期間）及び会場

4　事業内容の変更

5　その他

様式第３（第８関係）

年　　月　　日

一般社団法人一関市体育協会

会長　　　　　　　　　　様

団体名の名称

申請者　　代表者氏名

所在地

(連絡先　TEL　　担当者　　　)

共催（後援）実施報告書

　　　　年　月　日付けで（共催（後援）の名義使用の承諾を受けた事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1　事業の名称

2　開催日時（期間）及び会場

3　参加者、来場者数

4　自己評価及び反省点等

5　添付資料

　(1)　事業の収支決算書

　(2)　事業記録、写真等